

令和元年度公正取引委員会調達改善計画の年度末自己評価結果（概要）

令和2年7月1日

公正取引委員会

1 重点的な取組【少額随意契約の更なる改善】

少額随意契約の更なる改善のため、平成28年度末から導入を開始したオープンカウンター方式による調達を積極的に実施することとし、令和元年度においては、31件（契約業者なしとなった案件を含む。）実施した（平成30年度は30件）。

令和元年度のオープンカウンター方式による調達の1件当たりの競争参加者は平均約7者で、平成30年度の平均約8者と同レベルであり、また、31件中11件について、平成30年度までは受注のなかった業者が契約者となっており、競争性の向上が図られている。

前年度と発注内容が類似している印刷製本について令和元年度に新たに見積り合わせからオープンカウンター方式による調達に変更した案件が1件あり、1冊当たりの単価を比較してみると、約22.5%の削減となっており、オープンカウンター方式導入が調達費用の削減に結びついていると考えられる。

2 共通的な取組

(1) 調達改善に向けた審査・管理の充実

ア 令和元年度は47件の入札を実施（不落となった案件を含む。）したところ、前年度に同様の案件の入札を実施し、それが一者応札であった案件は2件であった。当該2件については、一者応札の改善のための取組を記載したチェックリストを活用して調達内容・資格要件等の見直しを行い、会計室において事前審査を行った。その効果として、当該2件について、チェックリストに基づき、入札公告の時期を早める、公告期間を長くする、入札参加の呼びかけ等を行ったところ、いずれの案件においても一者応札が改善された。

なお、契約監視委員会で審議された一者応札案件（1件）について、令和元年度の入札では複数者（7者）となり、平成30年度の契約金額に比べて約880万円の減額（減額率88%）となった。

イ 入札説明書等を入手したものの応札しなかった業者に対するヒアリング結果等を踏まえ、納入までの期間や入札公告期間の確保に努めたところ、令和元年度に実施した入札47件（不落となった案件を含む。）のうち39件（83.0%）が複数者応札であった。また、前年度一者応札であった2件については、一者応札が改善され、前年度から一者応札が継続している案件もなかった。

ウ 令和元年度に一者応札となった個別案件について一覧表を作成し、その要因に

ついで分析結果を、本自己評価結果と併せて公表することとした。

(2) 地方支分部局等における取組の促進

令和元年度は、前年度に引き続き地方出先機関7か所のうち6か所において、同じ地域に所在する他省庁の地方支分部局との間で事務用品、コピー用紙等の共同調達を実施した。

共同調達を実施していなかった地方出先機関1か所においては、関係官署と調整を行い、令和2年度からコピー用紙の共同調達に参加することとした。

3 その他の取組（特に効果が認められたもの）

令和元年度において、前年度と同様の業務として発注した印刷製本等について、多くの業者が参加しやすいように、入札公告の時期や期間の確保、納入までの期間等を検討しながら案件発注を行ったところ、28件中27件が複数者応札となり、一者応札の割合が減少した。

以上

その他の取組

| 調達改善計画 | | 令和元年度年度末自己評価結果(対象期間:平成31年4月1日～令和2年3月31日) | | |
|---|----------------|--|---|-----|
| 具体的な取組内容 | 新規 継続 区分 | 特に効果があった と判断した取組 | 取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか) | |
| | | | 定量的 | 定性的 |
| 1 随意契約の事前審査の実施等 ・競争性のない随意契約のうち一定金額以上のものについては、原則として、引き続き、随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施 ・随意契約審査委員会の対象案件について、仕様書の見直しの検討、価格交渉の実施等により、適正な価格による調達を実施(チェックシートの活用) ・調達決裁等の段階で、会計室において、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由の明示、その理由についての審査を実施 | 継続 | - | - | - |
| 2 契約の事後検証の実施 ・少なくとも半期に1回、契約監視委員会において、調達の手続、契約の内容等について外部有識者による検証を実施 ・契約監視委員会における指摘事項に基づく調達の改善 | 継続 | ○ | 令和元年度において、前年度と同様の業務として発注した印刷製本等について、多くの業者が参加しやすいように、入札公告の時期や期間の確保、納入までの期間等を検討しながら案件発注を行ったところ、28件中27件が複数者応札となり、一者応札の割合が減少した。 | - |
| 3 汎用的な物品・役務における共同調達等 ・費用削減効果が見込まれる品目について、法務省等との共同調達を引き続き実施 | 継続 | - | - | - |
| 4 国庫債務負担行為の活用 ・情報システム関係の調達について、全体費用の低下を図るため、国庫債務負担行為による複数年度契約を引き続き実施 | 継続 | - | - | - |
| 5 調達事務担当者に対する研修の実施 ・調達事務担当者の適正調達の意識向上を図るための研修を実施 ・職員の調達改善の意識向上のため、調達改善の基本的な考え方をイントラネットに掲示 | 継続 | - | - | - |

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:平成31年4月1日～令和2年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【池谷 修一(公認会計士)】 意見聴取日【令和元年10月31日, 令和2年6月22日】

| 意見聴取事項 | 意見等 | 意見等への対応 |
|--|---|---|
| <p>○ 公正取引委員会の調達における課題とその具体的改善策</p> <p>○ 自己評価結果は妥当なものか、課題が的確に抽出されているか、今後の対応は十分かつ適切なものか。</p> | <p>○ 自己評価結果について、指摘する点はない。上半期で達成していない事項についても、年度末までに達成されるよう期待する。</p> <p>○ オープンカウンター方式による調達実績は、後々の類似の調達案件の発注の参考にするなどの工夫を行ってはどうか。オープンカウンター方式による調達は、広く参加者を募る方式であり、例えば、調達対象案件の作業対象期間に仕事が少ない事業者がいれば、どうしても受注したいという背景から通常単価よりも安い価格でも受注しようとすることもあるため、そのような結果として、公正取引委員会の調達コスト低減につながる効果も期待できることから、この取組は継続したほうがよい。ただし、オープンカウンター方式による調達方法は、3者の見積り合わせよりも事務コストがかかることであるため、費用対効果を踏まえて、その対象案件を検討するとよい。</p> <p>○ 一者応札の改善について、公告時期を早めた結果として一者応札の改善が図られた調達案件のように、より早く事業者には調達情報を知ってもらうことは、調達価格を抑えられることが可能となることが期待できるため、引き続きこのような取組を継続するとよい。システム案件の調達では、調達コストを低減させるためには、工数(工程)とその単価が積算の基本となること、何々一式という工程ではなく、細かく工程を把握することによりポイントを絞って価格交渉に臨んでもらいたい。</p> <p>○ 一者応札となった個別案件の一覧の公表について、公表するという方針については賛同する。ただし、公表内容については、競争政策を担う公正取引委員会として、他省庁の模範となるようなものとなるよう努められてはどうか。</p> | <p>○ オープンカウンター方式による調達の対象は、品質の確保が可能な業務等とするなどして、品質の確保に努めながら、引き続きオープンカウンター方式による調達を実施する。</p> <p>○ 引き続き、公告時期を早くする、公告期間を長くする、参考見積先を多くするなどの取組を実施する。また、システム案件の調達過程では、調達コストの低減のため細かな工程を把握して削減対象となるポイントを見極められるよう取り組む。</p> <p>○ 一者応札となった個別案件について一覧を作成して公表することとし、また、その要因の分析については、事案に応じた検証方法を検討して取り組む。</p> |

○ 年度末自己評価について、全般に問題はないと考える。

○ 事業者は、仕事が忙しい時期よりも閑散期の方がより入札に参加しやすくなるものである。また、閑散期であれば通常より安い価格でも入札して受注しようとするものである。入札公告の時期を早めるなど調達改善を行い、その効果がどうであったかの検証を行うことが大切と考える。

○ 一者応札となった案件に対する改善の取組は引き続き行うことになるが、複数者応札であった案件が一者応札にならないようにする取組も必要と考える。入札参加の呼び掛けを行うことは、入札への参加者数を増やすことにつながると思われる。

○ 引き続き、公告時期を早くするなどの取組を実施する。同取組による入札の結果を確認し、次の調達の改善につながるよう取り組む。

○ 一者応札に限らず、複数者応札であった案件についても、入札参加の呼び掛けを行うなどし、複数応札が継続するよう取り組む。

外部有識者からの意見聴取の実施状況(案)
 (対象期間:平成31年4月1日～令和2年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【中村 豪(東京経済大学 経済学部 教授)】 意見聴取日【令和元年10月30日, 令和2年6月22日】

| 意見聴取事項 | 意見等 | 意見等への対応 |
|--|--|--|
| <p>○ 公正取引委員会の調達における課題とその具体的改善策</p> <p>○ 自己評価結果は妥当なものか、課題が的確に抽出されているか、今後の対応は十分かつ適切なものか。</p> | <p>○ 自己評価結果について、取組の進捗状況を含めて適切である。</p> <p>○ オープンカウンター方式による調達について、1件当たりの参加業者数は平均約7者とのことであり、全体としては競争性が確保されていると考えられる。一方で、個別にみれば、参加業者数が少なかった案件もあるようであり、その原因がオープンカウンター方式による調達であるからといった可能性を含めて調達方法として何が適切かを検証する必要があると思われる。また、オープンカウンター方式による調達の参加者が固定化されているかどうかといった視点でも検証が必要と思われる。</p> <p>○ 本年度唯一の一者応札案件は、他省庁で類似の調達案件があるかを確認して、複数者応札となっている事例の工夫方法などを取り入れてみてはどうか。</p> <p>○ 一者応札となった個別案件の一覧の公表について、公表するという方針に異論はない。ただし、原因の検証は、応札しなかった事業者へのヒアリングといった手法にとどまらず、事案によっては統計分析などの方法を取り入れてはどうか。</p> <p>○ 地方事務所等の共同調達について、これまで共同調達の実績がなかった地方事務所において、次年度から新たに共同調達を行うことになったことは十分に評価できる。</p> | <p>○ オープンカウンター方式による調達の対象は、品質の確保が可能な業務等とするなどして、品質の確保に努めながら、引き続きオープンカウンター方式による調達を実施する。また、参加業者数や参加業者が固定化されているかどうかの検証を行うなど調達の実施状況を踏まえて、引き続き、競争性の確保に努める。</p> <p>○ 他省庁における改善事例や行政改革推進本部事務局の取組等を踏まえつつ、引き続き、取組を実施する。</p> <p>○ 一者応札となった個別案件について一覧を作成して公表することとし、また、その要因の分析については、事案に応じた検証方法を検討して取り組む。</p> <p>○ 引き続き、費用対効果を考慮した上で、共同調達の拡大に努める。</p> |
| | <p>○ 年度末自己評価結果について、妥当なものとする。</p> <p>○ 近年において受注実績のない業者による落札が一定程度あったこと、前年度一者応札だったものと同様の案件において複数者応札となったこと、契約金額の削減が見られたことなど、評価の材料も、適切に挙げられているものと考えられる。</p> <p>○ 一者応札の要因分析について、意味のある取組であると受けとめる。</p> | <p>○ 参加業者が固定化されていないかどうかの検証を行うなど調達の実施状況を踏まえて、引き続き、競争性の確保に努める。</p> <p>○ 引き続き、一者応札となった案件については、その要因分析を行い、連続して一者応札とならないように取り組む。</p> |

外部有識者からの意見聴取の実施状況(案)
(対象期間:平成31年4月1日～令和2年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【南島 和久(新潟大学 法学部 教授(副学部長))】 意見聴取日【令和2年6月22日】

| 意見聴取事項 | 意見等 | 意見等への対応 |
|---|---|---|
| <p>○ 公正取引委員会の調達における課題とその具体的改善策</p> <p>○自己評価結果は妥当なものか、課題が的確に抽出されているか、今後の対応は十分かつ適切なものか。</p> | <p>○ 自己評価結果について特に問題はないと思う。</p> <p>○ 一者応札の要因分析も特に問題はないと思う。</p> | <p>○ 引き続き、一者応札となった案件については、その要因分析を行い、連続して一者応札とならないように取り組む。</p> |

外部有識者からの意見聴取の実施状況
 (対象期間:平成31年4月1日～令和2年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【田辺国昭(東京大学 法学政治学研究科 公共政策大学院 教授(意見聴取時))】 意見聴取日【令和元年10月30日】

| 意見聴取事項 | 意見等 | 意見等への対応 |
|---|--|--|
| <p>○ 公正取引委員会の調達における課題とその具体的改善策</p> <p>○自己評価結果は妥当なものか、課題が的確に抽出されているか、今後の対応は十分かつ適切なものか。</p> | <p>○ 自己評価結果について、問題があるとは思わない。</p> <p>○ オープンカウンター方式による調達について、1件当たりの参加業者数は平均約7者とのことであり、見積り合わせによる調達の場合には運用上3者からの見積書を徴取すると聞いているが、これと比べても十分な競争性が確保されている。</p> <p>○ 一者応札の改善について、一者応札が改善された案件では、入札公告の時期を従前の下期から上期へ前倒しすることで応札者が参加しやすい環境を整えたことに起因しているとのことであり評価できる。下半期はシステムなどの大きな調達が控えている場合には、年度末までに納品できないため受けてくれる者がいなくなったといった他省庁の悪しき先例のようにならないように、極力前倒しするなどスケジュール管理に留意されたい。</p> <p>○ 一者応札となった個別案件の一覧の公表について、公正取引委員会として、同リストを公表することに支障がないのであれば、公表してもよいのではないか。</p> <p>○ 地方事務所等の共同調達について、これまで共同調達の実績がなかった地方事務所において、次年度から新たに共同調達を行うことになったことは評価できる。ただし、今後更に共同調達の対象を増やしていく場合には、これまでと同様に、費用対効果を踏まえた検討が必要である。</p> | <p>○ オープンカウンター方式による調達の対象は、品質の確保が可能な業務等とするなどして、品質の確保に努めながら、引き続きオープンカウンター方式による調達を実施する。</p> <p>○ 引き続き、公告時期を早くする、公告期間を長くする、参考見積先を多くするなどの取組を実施する。</p> <p>○ 一者応札となった個別案件について一覧を作成して公表することとし、また、その要因の分析については、事案に応じた検証方法を検討して取り組む。</p> <p>○ 引き続き、費用対効果を考慮した上で、共同調達の拡大に努める。</p> |

1者応札の要因分析一覧

| No | 件名 | 落札方式 | 入札日 | 契約締結日 | 契約相手方の名称 | 公告期間 (日) | 契約金額 (円、税込み) | 要因 | 対応策 |
|----|--|----------------------|----------|----------|--------------------|-------------|-----------------|---|---|
| 1 | 2019年度下請取引適正化推進講習会会場 (東京会場)の賃借 | 一般競争入札 | H31.4.25 | R1.5.9 | 株式会社テオオーシー | 21 | 1,645,920 | 特定の業者しか実施できないような仕様書にはなっていないと考えられるところ、入札参加を辞退した業者によると、講習会開催予定日に施設に空きがないことや、単に会場のみ賃貸借では得意分野(来場者の輸送や会場案内など)を生かせないなどを辞退の理由として挙げていた。よって、これらの事情により一者応札となったものと想定される。 | より多くの事業者に応札してもらえるよう、調達時期を前倒ししたり、入札に参加できそうな(新規)事業者幅広く声掛け等をする。 |
| 2 | 公正取引委員会ホームページシステムにおけるコンテンツ・デリバリー・ネットワークサービスの導入作業及び提供業務 | 一般競争入札 | R1.10.9 | R1.10.21 | 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 | 15 | 14,630,000 | 入札参加を辞退した業者によると、業務の履行体制の構築が時期的に難しいことや、入札参加資格として定めている第三者認証などを有していないことを辞退の理由として挙げていた。よって、これらの事情により一者応札となったものと想定される。 | より多くの事業者に応札してもらえるよう、調達時期を前倒ししたり、入札に参加できそうな(新規)事業者幅広く声掛け等をする。また、仕様書で定める入札参加要件についても緩和が可能かどうかについて検討する。 |
| 3 | 審査情報解析システム(仮称)の導入支援業務 | 一般競争入札 | R1.11.12 | R1.11.18 | 株式会社アイ・ティ・アール | 15 | 3,630,000 | 入札参加を辞退した業者によると、業務の履行体制の構築が時期的に難しいこと、入札参加資格として定めている資格要件などを有していないこと、開発量に対し履行期間が短いことなどを辞退の理由として挙げていた。よって、これらの事情により一者応札となったものと想定される。 | より多くの事業者に応札してもらえるよう、調達時期を前倒ししたり、入札に参加できそうな(新規)事業者幅広く声掛け等をする。また、仕様書で定める入札参加要件についても緩和が可能かどうかについて検討する。 |
| 4 | ソフトウェアライセンス(アンチウイルス用ソフトウェア等)の調達 | 一般競争入札 | R1.11.20 | R1.11.22 | ソレキア・ブラッツ株式会社 | 15 | 6,472,400 | 入札参加を辞退した業者の多くが、一部のソフトの仕入価格が不明であることなどを辞退の理由として挙げていた。よって、当該事情により一者応札となったものと想定される。 | より多くの事業者に応札してもらえるよう、市場の状況を見ながら調達時期を検討し、入札に参加できそうな(新規)事業者幅広く声掛け等をする。 |
| 5 | 中央合同庁舎第6号館B棟6階 DFTラボ新設工事等 | 一般競争入札 | R2.1.10 | R2.1.17 | 株式会社ライオン事務器 | 28 | 23,980,000 | 入札参加を辞退した業者によると、業務の履行体制の構築が時期的に難しいこと、入札参加資格として定めている技術者の配置ができないことなどを辞退の理由として挙げていた。よって、これらの事情により一者応札となったものと想定される。 | より多くの事業者に応札してもらえるよう、調達時期を前倒ししたり、入札に参加できそうな新規事業者幅広く声掛け等をする。また、仕様書で定める入札参加要件についても緩和が可能かどうかについて検討する。 |
| 6 | 乗用自動車(ミニバンタイプ・ハイブリッド自動車等)の交換購入 | 一般競争入札 (総合評価落札方式) | R2.1.16 | R2.2.3 | 大阪トヨタ自動車株式会社 | 24 | 3,296,911 | 仕様を満たす自動車を供給できる事業者は複数社あったものの、入札参加資格を有していないかったり、業者の繁忙期と本件調達の時期が重なってしまったことを辞退の理由として挙げていた。よって、これらの事情により一者応札となったものと想定される。 | より多くの事業者に応札してもらえるよう、調達時期を前倒ししたり、入札参加資格の有無を事前に確認する。 |
| 7 | 公正取引委員会内ネットワーク運用支援業務 | 一般競争入札 | R2.2.28 | - | - | 50 | - | 入札参加を辞退した業者によると、業務の履行体制の構築が難しいこと、入札参加資格として定めている資格要件などを有していないことなどを辞退の理由として挙げていた。よって、当該事情により一者応札となったものと想定される。 | より多くの事業者に応札してもらえるよう、調達時期を前倒ししたり、入札に参加できそうな(新規)事業者幅広く声掛け等をする。また、仕様書で定める入札参加要件についても緩和が可能かどうかについて検討する。 |
| 8 | 令和2年度自動車燃料油供給業務及び洗車等請負業務契約 | 一般競争入札 | R2.3.6 | R2.4.1 | 北日本石油株式会社 | 15 | 3,517,206 | 入札参加を辞退した業者によると、給油体制の構築が難しいことなどを辞退の理由として挙げていた。よって、これらの事情により一者応札となったものと想定される。 | より多くの事業者に応札してもらえるよう、入札に参加できそうな(新規)事業者幅広く声掛け等をする。 |